平成２８年（フ）第１９９号
沖縄県沖縄市美里１丁目２番３号　新盛マンション403
破産者　山城　　修
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２４号
沖縄県宜野湾市志真志４丁目24番12―802号　サンクレスト志真志
破産者　岸本真由美
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第８４号
函館市桔梗町427番地46　野さと別館　12号室
破産者　佐々木邦夫
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第７８号
青森県十和田市穂並町４番25号
破産者　沼田　忠志
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第２２号
青森県上北郡六戸町小松ケ丘３丁目77番地1048　Ｙ－４
破産者　松橋　芳子
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第６４号
宮城県石巻市貞山１丁目２番１－３号、前住所宮城県石巻市桃浦字寺下24番地
破産者　四野見良也
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
岐阜市大洞西３番20号、前住所岐阜市蔵前３丁目19番３号
破産者　伏見　啓子
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３３９号
岐阜県本巣市文殊57番地242、前住所岐阜県本巣市仏生寺838番地５
破産者　養老乃瀧北方店こと　大参　弓子
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３９８号
岐阜市野一色７丁目８番４号、前住所岐阜市太郎丸新屋敷25番地11
破産者　松籟ストアーこと　安藤　和夫
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３０号
東京都江東区東雲１丁目９番11―814号、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区岳見町４丁目43　ＡＥＲＩＥ岳見202号
破産者　高田　亮一
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１０１号
大津市穴太３丁目６番１号
破産者　上田　正富
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８４０号
京都市左京区一乗寺花ノ木町13番地１　マンション花の木　10Ａ
破産者　村田ブロック店こと　村田　朋博
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１５号
京都府京田辺市河原北口43番地３　ワイスアベニューＩ　101
破産者　齋藤　行雄
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４３号
京都府京田辺市河原神谷66番地　19―303
破産者　藤本　浩史
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２３５号
京都市右京区西院矢掛町22番地　ハイツホリエ311号
破産者　成田　治康
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３０９号
京都市伏見区深草佐野屋敷町11番地４　フレンズ墨染　113、前住所京都府宇治市宇治乙方51番地の３
破産者　南郷　勝代
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３２６号
滋賀県栗東市小野256―６、住民票上の住所京都市中京区東堀川通御池下る三坊堀川町58番地１　フェニックス堀川301号
破産者　井倉　　勝
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３６３号
京都市右京区梅津段町18番地６　ルミノア梅津段町205号室
破産者　伊藤　一子
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係